

令和元年 6 月 28 日

内閣官房内閣人事局  
内閣参事官(高齢対策・退職管理担当) 御中

公益財団法人 日本学生航空連盟

「国と特に密接な関係がある」公益法人への該当性について(報告)

当法人は、国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号)第 106 条の 24 第 1 項第 4 号及び独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 54 条の 2 第 1 項において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 1 項第 4 号、職員の退職管理に関する政令(平成 20 年政令第 389 号)第 32 号、特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令(平成 20 年政令第 390 号)第 18 条、職員の退職管理に関する内閣府令(平成 20 年内閣府令第 83 号)第 9 条並びに特定独立行政法人の役員の退職管理に関する内閣府令(平成 20 年内閣府令第 84 号)第 8 条の諸規定に関し、「国と特に密接な関係がある」公益法人に該当しませんので、その旨報告いたします。

[本件連絡先]

住 所：東京都港区新橋 1-18-2 明宏ビル本館 5 階  
電 話：03-6206-1235  
F A X：03-6206-1357  
電子メール：[contact@jsal.or.jp](mailto:contact@jsal.or.jp)